

要求基準・初任給・年齢別目標等と賃金の底上げのとりくみ

1、2017年春闘での重点要求

●賃金引き上げ要求について

○この間の物価上昇による実質賃金の減少分を回復し、賃金底上げによる生活改善につなげるため、だれでも月額20000円以上、時間額150円以上の賃上げを求めます。

○雇用形態のいかんにかかわらず、生活改善につながる積極的な賃上げの実現、時間額1000円以上の到達をめざします。

●パート・非正規と最低賃金の引き上げについて

○パート・非正規労働者の賃金の大幅引き上げと、同一労働同一賃金・均等待遇実現を求めます。

○法に基づく最低賃金については、早期に時間額1000円を実現し、さらに時間額1500円をめざします。また、最低賃金引き上げに伴う中小企業支援策（業務改善助成金）について、賃上げを実施した企業であまねく活用できる制度とされるよう改善するとともに、直接的で、効果的な、そして中小企業・小規模事業者が利用しやすい助成金制度を新設するなど、抜本的な改善と大幅な予算増額を求めます。

○すべての職場で最低賃金協定の締結を求めます。産業・企業での最低賃金協定目標は、京都総評の最低生計費試算結果（単身税込み月額197,779円、時間額1138円<173.8時間で計算<注>>）をめざし、産業・職場の実態にみあった金額を設定します。

●初任給要求

高卒 170000円

大卒 210000円

●年齢別要求

獲得目標 最低保障

25歳 245000円 200000円

35歳 330000円 265000円

45歳 415000円 320000円

2、要求に基づく積極的な賃金引き上げと底上げで将来にわたりまとも

な生活が展望できる賃金と、地域経済再生を

- (1) 2016 春闘は、3年連続で首相が財界への「賃上げ要請」を行うなど、賃上げに向けた世論が作られる下でたたかわれました。しかしアベノミクスの破たんや世界経済の先行き不透明感などから、回答を控えるなどの動きが強まり、2016 春闘の妥結率は 2.14%で前年比

0.24%減、4年ぶりの対前年減（厚生労働省の調べによる）となりました。一方で、中小企業労組では粘り強い交渉の中で、困難な中でも一定の前進を勝ち取りました。

しかし、政府・財界の賃上げに関する基本的な姿勢は依然「企業収益の拡大を賃金上昇につなげる」（「政労使合意」2013年12月）という、破たんしたトリクルダウン論に立脚しており、物価上昇を加味した労働者の生活改善を前提とした水準とはなっていません。

また、パートタイムなど非正規労働者の増大が、労働者全体の賃金に与えた影響は大きく、雇用形態の違いによる賃金・労働条件の格差は放置できません。とりわけ多くの職場で非正規労働者が基幹的業務に従事している実態からは、非正規雇用労働者の賃金の底上げをとりわけ重視する必要があります。

(2) 消費者物価指数は、2015年4月～10月の期間で、 $\Delta 0.1 \sim 0.3$ の間で、2016年4～9月も $\Delta 0.3 \sim \Delta 0.5$ で推移し、一見すると消費税増税による物価上昇に歯止めがかかったように見えます。しかし、ここでは2つの要因についてみておく必要があります。一つは、2014年に消費税増税を含めて年率3.3%上昇したところとの比較であり、この推移はまさに「高止まり」であること。もう一つは、「食糧・エネルギーを除く総合」では2014年以降一貫して対前年比で上昇を続けており、原油価格の下落が全体の消費者物価を引き下げているという事実です。先般のOPECの減産合意などを受け、今後原油価格が再度上昇することが予想されるなか、二つの問題点を直視する必要があります。それは一つにはエネルギー関連の価格低下と生鮮食料品については価格の高止まりがあり、こうしたことと、その他品目についてはデフレ傾向に歯止めがかからず、消費生活に係る格差の要因が全体として覆い隠されている事実です。

実質賃金については、2015年6月まで24カ月連続で低下した後、7月以降は上昇に転じたといわれており、2016年は対前年比では上昇を続けています。しかし、2010年を100とした指数では、一貫して100を下回っている状況で改善とは言えません。しかも、「きまって支給する賃金」での比較では、2010年平均を100とした実質賃金指数では、消費税増税で一気に低下した2014年4月の96.8が2015年10月調査では94.1、2016年9月でも94.5となるなど、「実質賃金上昇」とはとても言えない実態が存在しています。

(3) では、具体的にどの程度の影響があるかを見ていきます。

○家計調査による勤労世帯の収入と消費（2015年総務省・家計調査年報より）

平均世帯人員 3.39人、平均年齢 48.8歳

収入 525,669円 非消費支出 98,398円（18.7%）

可処分所得 427,270円（対収入比 0.813）

消費支出 315,379円（平均消費性向 0.738 対前年 $\Delta 1.5\%$ ）

○実質賃金の連続減少（2016年10月 毎月勤労統計調査・速報値より）

・2010年平均を100とした、2015年10月の実質賃金指数は0.943

○2015年4月以降、消費者物価指数は高止まりの傾向が続く（総務省統計）

・2010年平均を100とした、2015年10月の消費者物価指数は103.2

○実質賃金指数、消費者物価指数から、3%程度の物価上昇の影響があり、同時に2004年家計調査で0.841であった対収入比可処分所得が、2015年調査では0.813に減少し

ているように、非消費支出の増加も踏まえて3.5%程度の影響を検討するべき

○非消費支出の増加が実際の生活に与える影響は大きく、生活改善に資する積極的な賃上げを考える際には念頭に置く必要がある。実際、「100年安心」とうたわれた2004年「年金改革」以降でも、健康保険料率は8.2%から10.0%、介護保険料率は0.89%から1.58%、厚生年金保険料率は13.58%から18.182%へと大きく引き上げられている。また、税制においても各種控除の廃止など、様々な負担増が押し付けられている。このため、2004年当時対収入比可処分所得は0.841だったものが大幅に減少している

○いくつかの賃金指標からの影響額の試算

- ・毎月勤労統計調査・一般労働者（きまって支給する給与・事業所規模5人以上）
331,057円 非消費支出 61,908円 可処分所得 269,149円
 $269,149円 \times 3.5\% = 9,420円$
- ・毎月勤労統計調査・一般労働者（現金給与総額・事業所規模5人以上）
408,433円 非消費支出 76,377円 可処分所得 332,056円
 $332,056円 \times 3.5\% = 11,622円$
- ・毎月勤労統計調査・パート労働者（きまって支給する給与・事業所規模5人以上）
 $95,330円 \times 3.5\% = 3,337円 \div 86.1H = 38.8円$
- ・毎月勤労統計調査・パート労働者（現金給与総額・事業所規模5人以上）
 $97,803円 \times 3.5\% = 3,423円 \div 89.0H = 38.5円$

※パートタイム労働者については非消費支出を勘案せず、同調査における「所定内労働時間」「総実労働時間」で除した時間額とした

以上のことから、一般労働者で月額1万円、パートタイム労働者で時間額39円の賃上げがあつてようやく、物価上昇による影響額を吸収できることとなります。

(4) 現在、一部の単産を除いて、春闘アンケートは中央単産で直接集約されてくるようになっていますので、国民春闘共闘の「働くみんなの要求アンケート」集約の特徴を下記に示しておきます。

現在の集約は21,226人です。賃上げ要求額の分布は、「1万円」(28.8%、昨年26.9%)が最も多く、「3万円」(18.7%、昨年16.8%)、「2万円」(14.6%、昨年14.4%)で、昨年とほぼ同様の傾向ですが、「3万円」「2万円」がやや増加となっています。平均は22,914円です。「1万円」以上が83.6%となります。

時間額での回答は3,134人が回答し、「100円」(30.5%、昨年31.0%)が最も多く、「50円」(21.1%、昨年19.8%)「400円以上」(10.9%、昨年9.3%)「200円以上」(10.1%、昨年9.8%)と続き、昨年同様に「100円」に集中する傾向となっています。平均は136円です。

一般・パートともに平均額は昨年より上がっています。

こうしたアンケート結果からは、生活改善分の「底上げ」要求の基準としては、一般労働者で「誰でも月額1万円以上」、パートタイム労働者で「誰でも時間額100円以上」とするのが妥当となります。

そしてこの額に物価上昇分の影響試算額を加算し、要求基準としては、一般労働者「誰でも月額2万円」、パートタイム労働者「誰でも時間額150円以上」とします。

(5) 日本での賃金の減少は1990年代後半からで、世界の他の先進諸国との比較でも異例の事態となっています。1997年との比較で、先進諸国で日本だけが100を切っています。国税庁による民間労働者の平均年収は、1998年を100とすると2015年には91.78(男女計)にまで落ち込みました。

そして、日本の労働者の全体の賃金総額は大きく減少しました。国税庁による民間給与総額統計で約18.6兆円減(98年と2015年の比較)、内閣府による名目雇用者報酬統計では約9.5兆円(98年と2015年の比較)と、規模が大きいものとなっており、さらにはこれは内閣府の試算基準の変更によるものを含み、前年よりも大幅に下が地じまっていることを見ても必要があります。厚生労働省の賃金統計でも同じ規模となります。これは、民間給与総額、雇用者報酬のそれぞれの約3.5%~8.3%にのぼる比率を占め、アメリカ(日本からの輸出第一位、約15.2兆円)や中国(同第二位、約13.2兆円)への輸出総額に匹敵する規模となっています。

これらの賃金総額の減少の主要な要因は、正規雇用から非正規雇用への置き換え・急増です。それだけに、要求に基づく積極的な賃金引き上げのたたかいとともに、最低賃金の引き上げ、賃金の底上げ、非正規雇用労働者の賃金の引き上げが重要となっています。これらの賃上げの実現なしに、日本の経済の再生はできません。

要求基準は、非正規雇用の労働者の賃金引き上げにも重点を置きました。同時に、いま多くの非正規労働者がそれぞれの事業所において基幹的な業務に従事していることから、この処遇について放置することは労働者全体の待遇の引き下げにつながることをしっかり見る必要があります。そのため、格差の是正、均等待遇の実現への一環としてとりくみを強化します。とりわけ政府・財界が「多様な働き方」と称して就業形態のさらなる流動化を狙っているときだけに、均等待遇を求める闘いが重要です。

また、アベノミクスによるデフレ克服も、トリクルダウンでの所得上昇も起こっていません。誤った政策であることを覆い隠そうと、安倍政権は財界に賃上げ要請を行うとともに、最低賃金を年3%引き上げて、全国平均1000円とすると打ち出しています。一方で、昨年までは曲がりなりにも賃上げにこたえるコメントを出していた経団連も、今年の年頭の会長メッセージでは賃上げについては言及せず、「政権基盤が安定している今だからこそ、社会保障制度改革や財政健全化、抜本的な規制改革など、国民の痛みを伴う改革に真正面から取り組むべき」とした上で、「消費マインド喚起策の一環として「プレミアムフライデー」を実施し、働き方を見直しつつ消費を楽しむことを促していく」などと、消費の低迷を消費マインドの問題に矮小化しています。このままでは賃上げの流れは作れません。労働者の生活を守り、地域経済の再生のためには、賃上げによる内需拡大の重要性がますます強まります。

3、最低賃金の引き上げについて

(1) 現行京都府最低賃金は、24円引き上げられたといっても時間額で831円と依然として低く、当面、時間額1000円への引き上げ、全国一律最低賃金制を求めていくことが

必要です。今回の要求基準は、この間の運動の中で時間額1500円という要求が掲げられていること、最低生計費試算が全国に広がり、その平均値が1294円（173.8時間で換算した場合）となっていることなどから、時間額1500円を目指しつつ、速やかに達成する要求として時間額1000円を掲げました。

地域最低賃金とともに、企業内での最低賃金協定については、京都総評が試算した最低生計費をめざすこととし、それぞれの産業・職場の実態に見合った金額の設定をかけた。これらのことを基本に、以下の諸点を重視していきます。

- ①最低賃金の引き上げとともに、それに伴う中小企業支援策を改善・強化することを求めます。また、こうしたことが広く理解され賛同を得られるようにしていきます。
- ②昨年の制度改定により、現行の中小企業支援策について京都府が改めて適用されることになりました。しかし60円以上の賃上げが必要となる上に、「生産性向上」のための先行投資が求められるなど、中小企業の選別淘汰のための制度に変質しています。昨年の審議会答申にあったように、賃上げを実施した企業であまねく活用できる制度とされるよう改善を求めます。また、無条件の補助金や社会保険料の減免など、賃金支払いに資する、中小企業への直接支援の制度に改めるなど、制度の抜本的な改善、予算の大幅な増額を求めています。
- ③この間の生活保護費の改悪によって、生活保護基準が大きく引き下げられています。この間の政策的な最賃引き上げの流れがあることや、乖離額の比較は3年前の統計を利用するために直ちには影響しませんが、抑制の動きが強まることが予想され、今後、最低賃金を引き上げるこれまでの主要な要素がなくなり、重大な影響を与えます。生活保護費の削減に反対するとりくみとも連携していきます。
- ④昨年の審議を通じ、いくつもの自治体から最低賃金引き上げを求める意見書が上がっています。地域経済の浮上への期待でもあり、生活保護引き下げの動きと、こうした動きとのせめぎあいが続くこととなります。地域でのとりくみがいっそう重要となっています。

(2) 2006年最低生計費の試算の結果は以下のようなものでした。（一部、他に高齢世帯2類型、母子世帯6類型を試算）

①若年単身世帯 京都市内在住、賃貸アパート1K、男性、20代

最低生計費	164895円
税込み 月額	197779円
税込み 年額	2373348円

②夫婦と未婚子2人 京都市内在住、賃貸マンション3DK、40代夫婦、男子・中学生3年、女子小学生3年

最低生計費	402234円
税込み 月額	482205円
税込み 年額	5786460円

(②) の試算は、4人世帯の最低生計費です。収入については何も触れていません。あくまでここで言うモデルにもとづく4人が生活するうえで必要な最低生計費を試算したも

のです。

なお、最低生計費とは何かなどは、別途の報告書を参照してください。

注：173.8時間＝（40時間÷7日×365日）÷12ヶ月で、厚生労働省が労働基準法違反とならない数値として最低賃金と比較する生活保護の試算で利用している月あたりの労働時間。

4、労働者の生計費と要求基準・重点要求について

(1) 賃金実態について

【民間労働者給与実態調査】労働者の賃金ダウンが続いてきましたが、国税庁の調査による1年前の民間労働者の給与実態調査では、

2015年平均給与は、420.4万円（前年よりも4.6万円の増加）

この内男性は520.5万円（〃6.1万円の増加）

女性は276.0万円（〃3.8万円の増加）となっています。

全体の平均値は、2008年から2009年という経済危機時に極端に減少し、2010年にプラスに転じたものの、2011年以降再び減少となり、2013年からは3年連続の増加となりました。しかし、ピークであった1997年の467.3万円から比べると46万9千円の減少です。

2014年中に民間企業が支払った給与の総額は204兆78億円で前年よりプラス0.84%となりましたが、1998年比では、18.1兆円減少しています。

さらに、200万円以下の収入の労働者は、2015年に1130.8万人で、2014年より8.4万人減少しました。経済危機や震災などで増減があるものの、2006年以降1000万人台が続き、増加傾向となり、給与総額が増加した下で、格差が拡大していることを示しています。また、300万円以下の収入の労働者は、2015年に1911.0万人で民間労働者全体の39.9%を占めるなど2000年代に入って全体として低賃金労働者が急増し続けています。

【現金給与総額】現金給与総額で見ると、2015年は

5人以上規模 313,801円

30人以上規模 357,949円

と昨年比で5人以上・30人以上規模でそれぞれ減少となっています。1998年と比較すると、5人以上規模でマイナス52,680円、30人以上規模でマイナス57,726円となり、いずれも年間で約60万円以上のマイナスとなります。

【初任給について】初任給は、厚生労働省の調査（2015年）では、

高卒 160,900円（対前年比+1.32%）

短大卒 175,600円（対前年比+0.86%）

大卒 202,000円（対前年比+0.80%）でした。

【年齢階級別賃金の実態】

年齢階級別賃金実態は、別表のように、この約10年あまりの間、わずかに減少傾向の中で横ばいで、経済危機直後、ほとんどの年齢層で減少し、年により特定の年代層で若干

の増加がある以外は全体として減少しています。2015年は前年対比で上昇しているものの、2010年水準に届いていない状況が見て取れます。男性との格差が激しい女性の場合は、全年齢層にわたって賃金が低く、その水準は横ばい状態が続いています。

(2) 労働者の生計費について

【総務省「家計調査年報」による実態】2015年の世帯平均(世帯人員3.39、有業人員1.73)の月平均の実収入は52万5669円、可処分所得は42万7270円で、前年から増加しています。実収入に占める非消費支出が0.2%(約1,051円)増加しています。

(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)

賃金関係での調査では賃金が減少していますが、この1年では家計調査でも世帯主収入も含めて減少しています。家計調査はサンプルの取り方や勤労所得以外の収入を加味しているため、単純に賃金指標と参照しづらい面がありますが、その数値でも可処分所得が実質0.1%減少していることを注視する必要があります。

【京都総評最低生計費調査】最低生計費として京都総評の2006年の最低生計費試算では、時間額で1138円です。また、この2～3年の間に実施された、首都圏、東北、静岡などでの試算では時間額が1300円台となっています。これは、京都の試算が京都市内自転車通勤としたこと(交通通信費の違い)や、この間の非消費支出の増大が中心的な要因で、デフレの影響は主に食費ですが、結果として廃棄率を加算した京都以外の試算と京都の試算と大きな変化はありませんでした。